

## 燃える粗大ごみの搬入量について

ごみ処理施設では、燃える粗大ごみは破砕処理を施して焼却処分しています。そのため、燃える粗大ごみ搬入量の目安として1日で軽トラ1台分までとしています。

1日に軽トラで複数回搬入された場合やトラックでの搬入をされた場合、受入をお断りする場合がございますのでご注意ください。



**燃える粗大ごみ 1日 軽トラ1台分まで**



※畳については、お一人様1日上限12枚までの受入基準となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

甲賀広域行政組合 衛生センター第2施設（ごみ処理施設）

TEL 0748-62-5454 / FAX 0748-62-3661